



長野県報

12月10日(木)
平成21年
(2009年)
第2124号

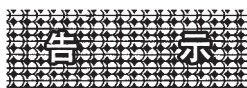
目次

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課)	2
保安林予定森林(2件)(森林づくり推進課)	2
保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課)	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	5
昭和39年長野県教育委員会告示第9号(教科用図書の採択地区の設定)の一部改正(教学指導課)	5

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	6
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)	6
一般競争入札(税務課)	6
一般競争入札(食品・生活衛生課)	7
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)	8
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施(2件)(農地整備課)	8
都市計画法に基づく準都市計画区域の指定案の縦覧(都市計画課)	8
一般競争入札(生活排水課)	8
一般競争入札(2件)(河川課)	8
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(事業課)	10
平成21年度定期監査の結果に関する報告(監査委員事務局)	11
一般競争入札(障害福祉課)	61
一般競争入札(農業技術課)	61
一般競争入札(2件)(特別支援教育課)	62



長野県告示第565号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成21年12月10日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社エスポワール	訪問看護ステーションのぞみサンピア	長野県佐久市根岸3203-2	平成21年12月1日

(2) 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人睦会	養護老人ホーム寿楽園	長野県須坂市大字日滝字寺窪2878-1	平成21年12月1日

(3) 特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ソーシャル・ネットワーク	ウィズ村井	長野県松本市村井町北1-9-78	平成21年12月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人ゆりかご	介護支援センターゆりかご	長野県駒ヶ根市赤穂5-1123	平成21年12月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社エスポワール	訪問看護ステーションのぞみサンピア	長野県佐久市根岸3203-2	平成21年12月1日

(2) 介護予防短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人睦会	養護老人ホーム寿楽園	長野県須坂市大字日滝字寺窪2878-1	平成21年12月1日

長寿福祉課

長野県告示第566号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成21年12月10日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

佐久市桑山字姥ヶ沢994、998の2

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字姥ヶ沢998の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第567号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成21年12月10日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿智村智里503の71

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第568号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成21年12月10日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

伊那市長谷中尾824の12、824の20、824の21、1184から1187まで、1187の2、1188、1189、1189の2、1190、1190の2、1190の3、1191、1191の2、1192の3、1193、1193の2、1193の3、1220の1、1221から1224まで、1226、1280の111、1280の113、1280の119、1280の122

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

長谷中尾824の20、1184から1187まで、1187の2、1188、1189、1189の2、1190の2、1190の3、1220の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第569号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成21年12月10日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

伊那市西春近7641、7645、7646、7659、7831から7837まで、7838のイ、7838のロ、7838のハ、7838のニ、7838のホ、7838のヘの1、7838のヘの2、7838のチ、7838のヌ、7841、7843、7848、7849、7851、7852のイ、7852のロ、7852のハ、7852のニ、7853、7854の3、7854の4、7866の3、7866の6から7866の12まで、7866の14、7866の15、7866の18から7866の20まで、7866の24、7866の25、7866の28、7866の29、7866の31、7866の34から7866の38まで、7881

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第570号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成21年12月10日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡宮田村4746の923、4746の924、4746の926から4746の933まで、4751の10、4751の11、4751の53、4751の55から4751の61まで、4751の67から4751の69まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年12月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年12月10日

長野県佐久建設事務所長 戸田明宏

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小諸軽井沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市大字甲3221番の1地先から北佐久郡御代田町大字塩野435番の1地先まで	旧	3.6～31.0 m	6.9337 km
小諸市大字滝原1686番の1地先から北佐久郡御代田町大字塩野435番の1地先まで	新	10.0～107.5	9.8414

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年12月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年12月10日

長野県上田建設事務所長 三井宏人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢中挟線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡青木村大字田沢字漆原2991番の1地先から小県郡青木村大字田沢字立石3233番の9地先まで	旧	4.6～10.5 m	0.6600 km
同 上	新	4.6～10.5	0.6600
		8.4～27.0	0.7160

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年12月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年12月10日

長野県松本建設事務所長 小平重登

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 惣社岡田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字里山辺1467番地先から松本市大字里山辺1172番地先まで	旧	6.2～9.2 m	0.0380 km
同 上	新	6.2～11.0	0.0380

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 湯の原荒町線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字里山辺字湯の原264番地先から松本市大字里山辺1042番の1地先まで	旧	4.0～10.1 m	0.0440 km
同 上	新	4.0～16.3	0.0440

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年12月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年12月10日

長野県北信建設事務所長 高野俊秋

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡木島平村大字上木島字柳久保2658番の1地先から下高井郡木島平村大字上木島字小松原2456番の3地先まで	旧	4.0～22.0 m	0.2548 km
同 上	新	4.0～22.0	0.2548
		8.8～22.0	0.2530

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年12月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年12月10日

長野県上田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 路線名 田沢中挾線
- 2 供用を開始する区間
小県郡青木村大字田沢字漆原2991番の1地先から
小県郡青木村大字田沢字立石3233番の9地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成21年12月10日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年12月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年12月10日

長野県北信建設事務所長 高野 俊 秋

- 1 路線名 403号
- 2 供用を開始する区間
下高井郡木島平村大字上木島字柳久保2658番の1地先から
下高井郡木島平村大字上木島字小松原2456番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成21年12月15日

道路管理課

長野県教育委員会告示第5号

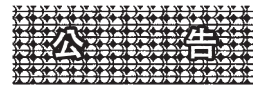
昭和39年長野県教育委員会告示第9号（教科用図書の採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成22年1月1日から施行します。

平成21年12月10日

長野県教育委員会

本則の表中「信州新町 信濃町 飯綱町 小川村 中条村」を「信濃町 飯綱町 小川村」に改める。

教学指導課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年12月10日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成21年12月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人つくし
- 3 代表者の氏名
佐藤 かづみ
- 4 主たる事務所の所在地
佐久市取出町183番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障害者の自立支援に関する事業や障害者が暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年12月10日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成21年12月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人市田柿発祥の里
- 3 代表者の氏名
新井 徳 二
- 4 主たる事務所の所在地
下伊那郡高森町下市田2183番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高森町発祥の市田柿を、発祥の里の特産としてブランディング化し、市田柿の歴史的固有の価値、優れた特性などをアピールするために、市田柿製品の企画・販売・広告に関する事業を行い、まちづくりの推進と地域の経済活性化を図ることを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室